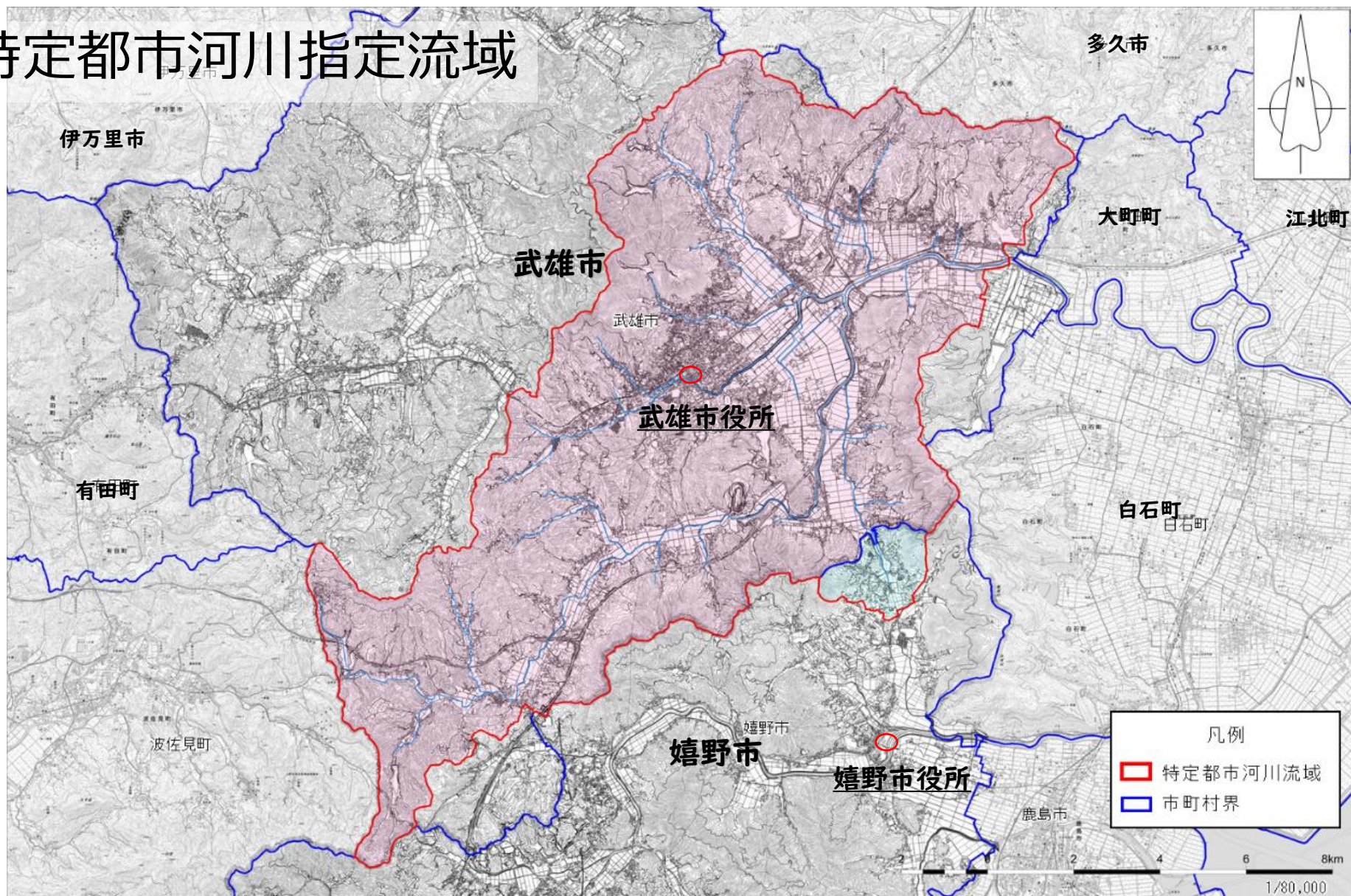


# 市町の取組状況（武雄市の取組状況）

## 六角川特定都市河川指定流域



# 特定都市河川制度の活用

## 新たなもの(取り組み)で被害軽減

今よりも河川に流れる  
雨水を増やさない

内水氾濫を  
大幅に減らす

令和5年3月28日  
六角川を  
**特定都市河川**  
に指定

雨水貯留槽



開発行為時  
などの対策

貯留浸透  
施設の支援

透水性の舗装



内水調整池



遊水公園や  
内水調整池など

安心して住み続けられる  
水に強いまちへ

# 「六角川水系特定都市河川及び流域の指定」 確認書調印式



## 確認書

令和5年3月28日付けで六角川流域の一部が特定都市河川流域に指定されたため、法的枠組みを活用することにより、治水対策を加速化するとともに、流出抑制対策を強化するなど流域治水の取組をより一層推進し、関係者が連携して浸水被害軽減に向けた水災害対策を行うことを確認する。

令和5年3月28日

武雄市長 小松 政

嬉野市長 村上 大祐

佐賀県知事 山口 祥義

国土交通省九州地方整備局長 藤巻 浩之

**許可が必要!**

令和5年3月28日～

六角川流域は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定されました。

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には**流出抑制のための許可が必要**です

六角川流域の**特定都市河川流域内**における**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**(土地の締固めや開発などにより雨水がしみこみにくくなる行為)には、**佐賀県知事の許可が必要**です。



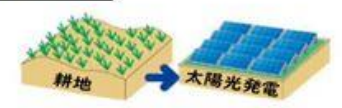
- 許可に当たっては、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要です。
- 許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害する恐れのある行為も佐賀県知事の許可が必要です。
- 雨水浸透阻害行為を行う際には、佐賀県の窓口(裏面参照)への事前相談をお願いします。

特定都市河川流域の詳細図は、武雄河川事務所または佐賀県のホームページをご確認ください。

### 雨水浸透阻害行為の例



田畑(耕地)から宅地に造成



田畑(耕地)に太陽光発電施設を設置



林地などの土地を締固め、資材置場へ(未舗装)



資材置場(未舗装)を舗装して駐車場へ

### 雨水貯留浸透施設の例



※これらのほかに、調整池などの雨水貯留施設整備もあります